

平成 26 年 1 月 14 日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

**国際会計基準審議会(IASB)ディスカッション・ペーパー  
「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対する意見について**

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会(IASB)が公表したディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(以下、DP)に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

### 1.全般的なコメント

全銀協は、「アジェンダ協議 2011」に対して、その他の包括利益の概念の再整理を要望しており、それに対応するかたちで、今回の DPにおいて、純損益・その他の包括利益(OCI)等が検討されていることに対して謝意を表する。

DP の中で提案されている純損益を包括利益とは区分して表示することについては同意するが、純損益の定義を明確にしていないことから、純利益と OCI の区分が依然として不明確であること、従来 OCI に区分していた項目が新たな概念フレームワークの中では OCI 不適格となる可能性があることから、それらの項目については、慎重にご検討いただきたい。

また、資本・負債の区分に関して、DP で示している厳密な義務アプローチの提案に反対である。過去に資本・負債の区分については議論が収束せず先送りされている事案であるから、個別基準への影響も踏まえ、慎重にご検討いただきたい。また、厳密な義務アプローチにおける持分請求権の再測定および「富の移転の概念」についても、投資家にとっての有用性が不透明であると懸念されることから、市場関係者へのアウトリーチ等を行い、十分な議論を行っていただきたい。

### 2.DPの各「質問」に対するコメント

#### 質問4

次の各計算書についての構成要素を、2.37 項から 2.52 項で簡潔に論じている。純損益及び包括利益を表示する計算書(収益及び費用)、キャッシュ・フロー計算書(現金収入及び現金

支出)及び持分変動計算書(持分への拠出、持分の分配、持分のクラス間での振替)である。これらの項目について何かコメントはあるか。「概念フレームワーク」がこれらを財務諸表の構成要素として識別することは有用か。

#### 質問 19

「概念フレームワーク」は、純損益についての合計又は小計を要求すべきだという IASB の予備的見解を 8.19 項から 8.22 項で議論している。これに同意するか。同意又は反対の理由は何か。

同意しない場合、IASB が IFRS の開発又は修正を行う際に小計又は合計の純損益を依然として要求することができるようすべきだと考えるか。

(回答骨子)

- 純損益を、収益および費用の合計または小計とし、包括利益とは区分して「純利益及び包括利益計算書」に表示することについて同意する。  
ただし、純損益および包括利益の区分を明確にするために、純損益を定義していただきたい。

(理由等)

- 現在の IFRS では、純損益と OCI が明確に定義されていないことから、基準開発に際して、純損益に含めることにより業績を適切に評価できない場合には、OCI で会計処理するという結論が導かれるケース<sup>1</sup>が多い。言い換えると、業績を適切に評価するために必要な収益または費用は、純損益に含めるという整理が実質的に成り立っていると考えられる。
- また、わが国では純損益を企業の総合的業績指標と捉え、純損益をベースにした各種収益性指標や投資効率指標等が広く活用されている。また、DP の 8.19 項に記載のとおり、世界中の多くの投資家、債権者、作成者は、純損益を有用な業績指標と考えており、純損益が主たる業績指標として、経済、ビジネスおよび投資家に浸透している。
- したがって、基準開発、ビジネスの現場においても、純損益が、原則として 1 事業年度の企業の業績を示すことは世界中で周知の事実であることを踏まえ、概念フレームワークの中で、純損益を「企業の業績を適切に評価するために最も主要な収益及び費用の小計」として明確に定義することが、今後の基準開発等にも資するとともに、純損益の企業間の比較可能性の向上にも繋がると考える。
- また、DP では、純損益と OCI を区分するアプローチが提案されているが、質問 21 への回答で述べているとおり、「純損益の目的適合性」を定義しないことに起因して、OCI の定義も曖昧なものになることを懸念している。

<sup>1</sup> 例：保険契約の割引率の変動を OCI で認識する理由

保険契約 2013ED BC119 項 時の経過とともに巻き戻されると予想される割引率の変更の影響を他の利得および損失と区分する方が、利用者が保険契約を発行する企業の受取および投資の業績をより適切に評価できるようになる。

### (純損益を定義するうえでの留意事項)

- DPにおいて、「収益及び費用のすべての項目は企業の財務業績の結果であり、包括利益に含む」(8.15 項)と記載されており、純損益も包括利益も財務業績の結果と定義されている。包括利益のうち純損益を定義するためには、純損益が財務業績の何により構成されるかを明示する必要がある。
- 前述のとおり、市場関係者等は、「純損益は、企業経営成果を示すもの、つまり経営者が行った様々なかたちでの投資の 1 事業年度のリターン」と考えており、未だリターンとして認識しておらず、継続的にリスクを保有している事業投資に関連した収益および費用は純損益に含めるべきでない。これを踏まえ、例えば、企業会計基準委員会(ASBJ)が平成 18 年 12 月に公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、「純損益は、事業年度中に企業が様々なリスクから解放された投資の成果」と定義されていることから、事業投資については当該定義を採用することも考えられる。  
なお、本定義は、日本で有効に機能していると考えており、市場参加者から見直しを求める声は特段上がっていない。

### 質問 21

本ディスカッション・ペーパーでは、どの項目を OCI に含めることができるのかを記述する 2 つのアプローチを検討している。狭いアプローチ(8.40 項から 8.78 項に記述したアプローチ 2A)と広いアプローチ(8.79 項から 8.94 項に記述したアプローチ 2B)である。

これらのアプローチのうちどちらを支持するか。

異なるアプローチを支持する場合には、そのアプローチを記述し、なぜそれが本ディスカッション・ペーパーに記述したアプローチよりも好ましいと考えるのかを説明されたい。

### (回答骨子)

- 純損益の定義を明確にしていないため、アプローチ 2A、2Bともに支持できない。純損益を定義したうえで、純損益に含まれない収益または費用を OCI に含めるものと定義することが望ましいと考える。
- OCI の定義に当たって、IFRS 第 9 号における資本性金融商品に対する指定された投資(以下、OCI オプション)が OCI 不適格として除外されることとならないように慎重な議論をお願いしたい。

### (理由等)

- 提案されているアプローチ 2A では、純損益を OCI 項目と区別するために、8.40 項で区別するための原則を設けている。そのうち、原則2に、「すべての収益及び費用の項目は、ある項目を OCI に認識することで当該期間の純損益の目的適合性が高まる場合を除いて、純損益に認識すべきである」とあり、『純損益の目的適合性』という表現が

使われているが、純損益の定義がないことから、純損益の目的が不明確であり、何が目的適合的なのか判別がつかない。

また、提案されているアプローチ 2B でも、原則3に、「過去に OCI に認識した項目は、振替が目的適合性のある情報をもたらす場合にのみ、純損益への振替(リサイクル)をすべきである」とあるが、何の目的に照らして適合かを判断するかが不明確である。もし、「純損益の目的適合性」ということであれば、純損益の定義が必要になる。

したがって、質問4、19 に対する意見で回答したように純損益の定義を明確にしていただきたい。

- 本 DP の表 8.2において、OCI オプションを適用した資本性金融商品の公正価値変動を OCI で認識することは、橋渡し項目またはミスマッチのある再測定にも該当しないとしており、OCI 不適格と整理しているように推測される。しかし、表 8.2 に「一部の戦略的投資を例外として」という記載のとおり、戦略投資に該当する邦銀が保有する政策投資株式は、顧客企業との総合的な取引関係を維持することを目的とした長期的な保有を前提としており、毎期の公正価値変動が、1 事業年度の企業の業績を測る純損益に反映されることは望ましくなく、OCI で認識することが望ましい。したがって、OCI オプションを適用した戦略的投資の公正価値変動が、概念フレームワーク完成後も OCI で認識可能となるようにご配慮いただきたい。
- ASBJの考え方<sup>2</sup>にもとづけば、OCIオプションは、橋渡し項目に分類することも可能である。また、本 DP の表 8.2 の IFRS 第 9 号における純損益を通じて公正価値で測定するものに指定した金融負債について、自己の信用リスクに起因する公正価値変動を OCI で認識するのは、橋渡し項目に該当せず、また、ミスマッチのある再測定については「？」を記載している。これは、仮にミスマッチのある再測定に該当しないとした場合には、再び信用リスクに起因する公正価値変動を PL で認識することになるのを懸念して、また該当するとした場合にはリサイクリングを行う必要があるという点から、「？」を付記したものと想定される。したがって、現時点では、OCI オプションの橋渡し項目は、「Yes」または「？」が望ましいと考える。
- 個別会計処理としては OCI で認識することは合理性があるとコンセンサスが得られているにもかかわらず、今回の論点整理の結果、両者が OCI 不適格となる可能性があるようなアプローチは適切と言えないでの、表 8.2 で挙げられた項目について、概念フレームワークにおいても OCI で認識できるような包括的なアプローチを是非ともご検討いただきたい。

## 質問 10

<sup>2</sup> 以下の Para91.92 を参照

<http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/ASAF/2013/December/AP3%20Profit%20and%20Loss%2c%20Measurement%20and%20OCI.pdf>

持分の定義、異なるクラスの持分の測定及び表示、並びに負債を資本性金融商品と区別する方法を、5.1 項から 5.59 項で論じている。IASB の予備的見解としては、

(b) 「概念フレームワーク」は、IASB は負債を資本性金融商品と区別するために負債の定義を使用すべきだと記述すべきである。このことの 2 つの帰結は次のことである。

(i) 資本性金融商品を発行する義務は、負債ではない。

(ii) 報告企業の清算時にだけ生じる義務は、負債ではない(3.89 項(a)参照)。

(c) 企業は次のことを行うべきである。

(i) 各報告期間の末日現在で、持分請求権の各クラスの測定を見直す。IASB は、特定の基準を開発又は改訂する際に、当該測定値を直接的な測定値とするのか、それとも持分の合計額の配分額とするのかを決定することになる。

(ii) それらの測定の見直しを、持分変動計算書において、持分請求権のクラス間での富の移転として認識する。

これに同意するか。同意又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような変更を提案するか。その理由は何か。

(回答骨子)

- 同意しない。

(理由等)

## 1. 負債・資本の定義

- 今回の提案では負債を定義したうえで、資本を「資産及び負債の差額」と定義しているが、資本を定義しないことにより、資本取引と損益取引の区分が困難となることにより、今後の個別基準開発において、資本取引か損益取引のどちらかに該当するのかの判断が困難になる可能性があり、資本の定義をご検討いただきたい。また、資本の定義に当たっては、資本の表示の安定性の観点から、法律または規制にもとづく資本の定義または表示も、資本と負債の区分の判断に際しての指標となり得ると考えており、是非ともご検討いただきたい。
- また、負債・資本の定義の検討に当たり、本 DP では既存の IAS 第 32 号等を参考しているが、過去の IASB の「資本の特徴を有する金融商品」に関するプロジェクトにおいて、IAS 第 32 号等で示された負債・資本の区分は、その複雑性ゆえに、多くの懸念が寄せられ、結論が見送られた点にも留意する必要がある。
- なお、日本基準では法的形式によりもとづき資本と負債が区分される。このことから、優先株式が負債になることはないが、IAS 第 32 号では、例えば 5 年後に一括で償還義務がある優先株は負債になる等、法的形式以外の要件を確認する必要があり、実務が極めて複雑となっている。

- したがって、概念フレームワークに関する公開草案の検討に当たっては、資本・負債を分かりやすく定義付けし、その定義にもとづき、資本負債の区分の複雑性が指摘されているIAS第32号自体の見直しもご検討いただきたい。

## 2. 持分請求権の再測定および「富の移転」の概念

- 厳密な義務アプローチにおける持分請求権の再測定および「富の移転」の概念は、邦銀にとって新しい考え方であり、本概念が投資家にとってどの程度有益であり、かつ投資家に対して目的適合性の高い情報が提供できるのかが明示されておらず、導入には同意できない。
- また、「富の移転」の事例では、資本の部に計上された株式に係る売建プットオプションの公正価値変動が挙げられているが、邦銀には、当該事例は存在せず、どのような取引が、「富の移転」に該当するかが作成者にとっても不明確である。
- 仮に持分請求権の再測定および「富の移転」の概念を導入する場合には、認識する目的を明示したうえで、どういった場合に持分請求権の再測定および「富の移転」を認識すべきかを示した設例等を公開草案に含め、作成者・利用者が混乱しないように十分に配慮いただきたい。また、公開草案作成に当たっては、新しい考え方である以上、投資家および作成者へのアウトリーチ等を通じて、新しい考え方の導入の意義、有用性および実務への影響度合い等を慎重に検討する必要があると考える。

以上